## 公聴会

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年八月十七日

関東経済産業局長　内山　俊一

一　件名　熱海瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年九月八日　午後二時から

三　場所　熱海商工会議所（静岡県熱海市渚町八―二）

四　事案の要旨

1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び熱海瓦斯株式会社（静岡県熱海市春日町一六―五三）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「熱海瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年八月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「熱海瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年八月二十四日まで に関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名
（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

熱海瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

| |
|---|
| |

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

## 公告

### 諸事項

#### 絹土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県小山市に事務所を有する絹土地改良区から申請のあった定款変更は、平成22年７月７日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定により公告する。

平成 22 年８月 17 日

関東農政局長　宮本　敏久

#### 鉱業法第 189 条の規定による公告

**経済産業省公告第６号**

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市区役所又は町村役場に下記のとおり命令の内容を掲示した。

⑴　出願地　福島県石川郡石川町　出願人　福島県石川郡石川町字轡取52番地　株式会社マザックストーン

⑵　出願地　福島県石川郡平田村外１町　出願人　福島県石川郡石川町字塩ノ平298番地の２　株式会社矢部エンタープライズ

⑶　出願地　福島県田村市　出願人　神奈川県三崎市幸区小向西町２丁目45番地　梅森　正己

⑷　出願地　福島県石川郡石川町外１町　出願人　栃木県小山市神明町２丁目409番地２小山レジデンス702号　梶川　髙夫

⑸　出願地　福島県石川郡石川町外１村　出願人　福島県石川郡石川町字塩ノ平298番地の２　株式会社矢部エンタープライズ

⑹　出願地　福島県白河市外１村２出願　出願人　東京都中央区銀座８丁目16番10号　中銀観光株式会社

⑺　出願地　福島県南会津郡只見町　出願人　神奈川県小田原市高田230番地12　手塚喜久治

⑻　出願地　福島県いわき市　出願人　福島県いわき市勿来町関田南町24番地　山名　勝蔵

⑼　出願地　福島県石川郡石川町２出願　出願人　福島県石川郡石川町大字中野字摺ノ実28番地　二瓶　重隆

記

１立会日時　平成22年９月30日　13：30

２立会場所　福島県郡山合同庁舎南分庁舎１階第２会議室

３調査職員　経済産業技官　中野　敏明、経済産業技官　鈴木　　宏

４調査事項　操業方法、その他

平成 22 年８月 17 日　　東北経済産業局長

#### 建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 17 日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成22年８月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社鹿内組　鹿内　雄二　青森県青森市大字野尻字今田97―１　国土交通大臣許可（般・特―17）第9516号、株式会社阿部重組　阿部　吉平　青森県青森市本町１―７―５　国土交通大臣許可（特―19）第3542号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。